東洋史研究
第四十三巻　第一號　昭和五十九年六月發行

西周土地移讓金文の一考察

松井嘉徳

はじめに
一　裘衞諸器の分析
二　「田」と里
三　散氏盤の分析―「田」と邑
おわりに

はじめに

一九七五年に陝西省岐山縣董家村の窖藏中より發見された三年衞盉・五祀衞鼎・九年衞鼎を中心とする裘衞諸器は、それらに關する論考の數からも十分窺えるように、學界の大きな注目を集めた。(1) そこに記されている銘文は、おそらくは『周禮』天官・司裘に相當するであろう職掌を持った裘衞なる人物の所領の形成に關するものであり、その考察を通して西周時代の土地制度を探りうるものであったからである。

『周禮』秋官・司約の「凡そ大約劑は宗彝に書す」という語を引くまでもなく、青銅器は宗廟において子々孫々に及ぶまで永く寶用されるものであり、そこに鑄込まれた金文は一種の文書として機能するはずのものである。このように金文に文書としての機能を認めるならば、そこに一定の形式の存在を想定することは當然認められるであろう。實際、西周初期の貝朋を中心とした賜與を記す「寶貝賜與形式金文」(2)や中期以後に多見する車・服の賜與を伴う策命を記す「官職車服策命形式金文」(3)といった形式が指摘されており、それ以外にも「以……告」という訴訟に關する書式も指摘されているのである。

したがって、土地の移讓という契約的要素の強い內容を持つ裘衞諸器やその他の土地移讓關係金文も文書として一定の形式を具えるものと考えられる(4)。本稿ではその形式に注目することによって當時の土地移讓を考察し、さらにそこから移讓される土地の支配・管理の形態を探っていきたい。

一　裘衞諸器の分析

三年衞盉・五祀衞鼎・九年衞鼎は土地移讓に關する長文の銘を持つのみならず、裘衞という同一人物によって作器され、かつその製作年代も接近したものであり、從來の金文史料では爲しえなかった嚴密な文書形式の比較が可能である。

最初に五祀衞鼎の銘文をあげ、その文書形式を指摘してゆく。

(1)　隹正月初吉庚戌。

(2)　衞以邦君厲告于井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父曰、厲曰、余執龔王卹工、于邵大室東逆榮二川。曰、余舍汝田五田正。迺訊厲曰、汝貯田否。厲迺許曰、余審貯田五田。井伯・

(1)　これ正月初吉庚戌。

(2)　衞　邦君厲を以て井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く、「厲曰く、『余　龔（共）王の卹工を執り、邵大室の東逆（北）に于て、二川を榮せり』。曰く、『余　汝に田五田を舍して正さん』」と。迺ち厲に訊(たず)して曰く、「汝、

伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父迺講、使厲誓。

(3) 迺命參有司、司土邑人趞・司馬頌人邦・司工陶矩・內史友寺芻、帥履裘衞厲田四田。

(4) 迺舍寓于厥邑、厥逆疆眔厲田、厥東疆眔散田、厥南疆眔散田眔政父田、厥西疆眔厲田。

(5) 邦君厲眔付裘衞田、厲叔子夙・厲有司𩰫季・慶癸・燹表・荆人敢・井人倡屖。

(6) 衞小子者其饗觚。

(7) 衞用作朕文考寶鼎。衞其萬年、永寶用。

(8) 隹王五祀。

文首の(1)及び文末の(8)は紀年。(8)の如く文末に紀年をいう形式は西周初期に多い。この「王五祀」を共王とするかそれ以後の王とするかは、文中の「龔（共）王の邮工」の理解をも含めて説の分かれる所であり、俄に結論を出し難い問題であるが、何れにせよ西周中期の時器であることは確實である。

(2)は「以……告」という訴訟に關する書式をとり、裘衞が邦君厲の言をもって井伯・伯邑父等の西周王朝の執政者に提訴することをいう。それによると、邵大室の東北で行なわれた土木工事に伴う損害の賠償として、邦君厲から裘衞へ「田田を貯するや否や」と。厲迺ち許して曰く、「余　審らかに田五田を貯せん」と。井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父迺ち講り、厲をして誓わしむ。

(3) 迺ち參有司、司土たる邑人趞・司馬たる頌人邦・司工たる陶矩・內史友たる寺芻に命じ、帥いて裘衞の厲の田四田を履ましむ。

(4) 迺ち寓を厥の邑に舍す。厥の逆（北）疆は厲の田に眔び、厥の東疆は散の田に眔び、厥の南疆は散の田と政父の田とに眔び、厥の西疆は厲の田に眔ぶ。

(5) 邦君厲が眔に裘衞に田を付すは、厲の叔子たる夙、厲の有司たる𩰫季・慶癸・燹表・荆人敢・井人倡屖なり。

(6) 衞の小子たる者其饗觚す。

(7) 衞用て朕が文考の寶鼎を作る。衞それ萬年、永く寶用せよ。

(8) これ王の五祀。

五田」の移譲が約されたのである。(5)「汝、田を貯するや否や」との執政者による訊問に對し、邦君厲は「余　審らかに田五田を貯せん」と土地の移譲を確認する。その上で「誓」が行なわれ、この裁判は完了する。

(3)は(2)の裁判を承けて、參有司等の西周王朝の王官が移譲される土地の疆界の確認を行なうことをいう。土地の移譲に王官が關與することは三年衛盉にもみえ、王權が王臣間の土地移譲に對して關與しえたことが知られる。また、(2)において「田五田」と記された土地がここでは「田四田」となっており、(2)の裁判において王權の關與のもとに變更があったものと考えられる。以上が本銘に記された土地移譲の原因及び先行する手續きである。

(4)は移譲される土地の疆界をいう。「厥逆（北）疆眔厲田……（厥の北疆は厲の田に眔（およ）び……）」という疆界の表現は、師永に對する土地の賜與をいう永盂に「疆眔師俗父田（疆は師俗父の田に眔ぶ）」というのと同様である。散・政父の「田」と疆界を接する邦君厲の「田」の東南部の「田四田」が移譲されたのである。また「迺ち寓を厥の邑に舍す」の寓は、史牆盤「武王則命周公、舍寓于周卑處。（武王則ち周公に命じ、寓を周に舍して處らしむ。）」やほぼ同文の瘐鐘丙にみえ、居處をいうと考えられる。(6)居處を邑に與えることと「田四田」を移譲することが如何なる關連を持つのかということは、邑と「田」の關係を探る重要な鍵となるが、それについては第三章で言及する。

(5)及び(6)は土地移譲手續きへの參加者をいう。これは先行する諸論文の等しく認める所であるが、具體的に誰が如何なる役割りを擔ったのかという點については一致した見解が得られていない。本稿ではこの部分を(5)・(6)に分けて解釋するのであり、その理由及びその意味を説明する必要があろう。

まず(6)に「衛小子者其」と稱される人物が登場するが、三年衛盉・九年衛鼎にもこれに相當する部分がある。それらを銘文の共通部分に注目する形で示すと、次のようになる。

五祀衛鼎。

三年衛盉。眔受田燹趞 ― 衛小子𢍰　逆 ― 衛小子者其燮𦃃 ― 者其燮 ―

九年衞鼎○眔受　　衞小子　家逆　　者其　𩰫　衞臣虩朏
(A)　　(B)　　(C)　　(D)

(C)をみると「者其」が一致している。五祀衞鼎にのみ「者其」に「衞小子」が冠されるのは、この器に(B)に相當する部分がなく、「者其」より以前に「衞小子」と稱される人物が記されないためであり、三年衞盉・九年衞鼎の「者其」も實は「衞小子者其」が省略されたものであることが知られるのである。「者其」に續く「饗」は饗宴の義であり、「𩰫」も唐蘭の指摘する如く饗宴に附隨する儀禮をいう。(7) 三器は「饗𩰫」・「饗」・「𩰫」と表現が異なるものの、すべて衞の小子者其が饗宴を執り行なったことをいうのである。このように(C)は「人名（衞小子者其）――動詞（饗𩰫）」の語順をとっており、他の(B)・(D)も同樣の語順をとるものと考えられる。

(B)は三年衞盉「衞小子𩰫」・九年衞鼎「衞小子家」が人名、「逆」が動詞となる。逆は『說文解字』辵部に「逆、迎なり」という如く迎と通用する字で、その例は金文・文獻を通して多見する。ただし、この場合のように土地の移讓に關わる用例は見出し得ず、具體的にどのような行爲であったかは不明とせざるを得ない。おそらくは土地の移讓手續きに參加した人々を何らかの儀禮で「迎え」、饗宴に導くことをいうのであろう。(D)も「衞臣虩」が人名、「朏」が儀禮と考えられるが、その義は明らかでない。

次に(A)の「眔」については『說文解字』目部に「眔、目相及ぶなり」といい、郭沫若はそれを承けて「及」や「與」の義であるとする。(8) 從來この字は and もしくは with の義とされてきたのであるが、この場合はまさに「……に及ぶ」の義とすべきである。金文にその用例を搜すと、先に言及したように五祀衞鼎「厥逆疆眔厲田（厥の北疆は厲の田に眔び）」や永盂「疆眔師俗父田（疆は師俗父の田に眔ぶ）」という用例があり、三年衞盉は「田を爰・趞に受けるに眔び」、九年衞鼎は「受けるに眔び」と讀むことができる。すなわち兩器は土地の移讓に際して受領者裘衞の小子・臣が「逆」・「饗𩰫」・「朏」という一連の儀禮を行なうことをいうのである。五祀衞鼎(6)は最も省略が多いが、他の二器と同樣に受領側の行爲

を言うものと考えられる。

五祀衛鼎(6)が受領側の行爲をいうのであるならば、これに先行する(5)が譲渡側の行爲をいうであろうことはもはや説明を要しない。「邦君厲が眔に裘衛に田を付すは」という句で始まるこの一文は、土地の譲渡者邦君厲が彼の叔子夙と有司𩰫季・慶癸・𤇾表・荆人敢・井人倡厚と共に、移譲される土地の疆界設定及び付與を行なうことをいう。このように土地の移譲に際して、譲渡側がその土地の疆界設定を行なうことは他の金文にもみえる。西周中期の倗生簋にいう。

(1) 隹正月初吉癸巳。王在成周。

(2) 格伯取良馬乘于倗生。厥貯卅田。則析。格伯遻。

(3) 殴妊彶仩人從格伯安彶甸。殷人紉雩谷杜木・原谷旅桑、涉東門。

(4) 厥書史戠武立嘉成墾。

(5) 鑄保𣪘、用典格伯田。其萬年、子々孫々、永保用。

格伯が倗生から良馬を四頭「取」り、その代償として「三十田」が格伯から倗生に移譲される次第を記す銘文の(3)が疆界設定(「甸に安彶す」)のことをいう。(9) 殴妊・仩人・殷人が如何なる人物であるかは不明とせざるを得ないものの、譲渡者格伯が疆界設定を行なうことを明記している。また後(八頁)に全文をあげる西周中期の大簋は、王命によって遹𡢁が「遹𡢁里」と稱される土地を大に移譲することを記すものであり、そこにおいても「家以𡢁履大賜里(家と𡢁　大の賜わりし里を履む)」と遹𡢁が周王の使者善夫豕と共に土地の疆界設定を行なうことを明記している。

五祀衛鼎(5)・(6)は土地の移譲手續きへの参加者をいうものではあるが、少なくとも銘文上においては(5)は譲渡側による

(1) これ正月初吉癸巳。王　成周に在り。

(2) 格伯　良馬乘を倗生に取る。厥の貯は卅田なり。則ち析す。格伯遻(たが)う。

(3) 殴妊と仩人　格伯に從いて甸に安彶す。殷人　雩谷の杜木・原谷の旅桑を紉(つな)ぎて、東門に涉(いた)る。

(4) 厥の書史たる戠武　立嘉成墾す。

(5) 保𣪘を鑄て用て格伯の田を典す。それ萬年、子々孫々、永く保用せよ。

土地の疆界設定、(6)は受領側による「逆」・「饗餼」などの一連の儀禮をいうものとして、區別されていることが理解できるのである。

最後に(7)は作器をいう。ここでは單に「衞用て朕が文考の寶鼎を作る。衞それ萬年、永く寶用せよ」というのみであるが、先にあげた倗生簋(5)には「保𣪘を鑄て用て格伯の田を典す」とその文書としての機能を明記している。(10) 五祀衞鼎の場合も同様の意味をもつものと考えられる。

以上のことから、五祀衞鼎の銘文は、紀年(1)・(8)、土地移譲の原因及び先行する手續き(2)・(3)、移譲される土地の疆界(4)、譲渡側による土地の疆界設定(5)、受領側による一連の儀禮(6)、作器(7)、という構成をもつことになる。

次いで、九年衞鼎をみていく。九年衞鼎の銘文も五祀衞鼎と同様にいくつかの部分に分けることができる。その銘文は以下の如くである。

(1) 隹九年正月既死霸庚辰。王在周駒宮、格廟。眉敖者膚爲使見于王。王大黹。

(2) 矩取眚車・較・賁靷・虎幎・肄幃・畫轉・鞭・席䩞・帛轡乘・金鑣鋌。舍矩姜帛三兩。

(3) 迺舍裘衞林晉里、𠭯厥隹顔林。

(4) 我舍顔陳大馬兩。舍顔姒虞咬。舍顔有司壽商貈裘、盠幎。

(5) 矩迺眔瀍鄰、命壽商眔啻曰、講履付裘衞林晉里。則乃成夆四夆。顔小子具叀夆、壽商闕。

(1) これ九年正月既死霸庚辰。王　周の駒宮に在り、廟に格る。眉敖の者膚　使と爲りて王に見ゆ。王大いに黹す。

(2) 矩　眚車・較・賁靷・虎幎・肄幃・畫轉・鞭・席䩞・帛轡乘・金鑣鋌を取る。矩姜に帛三兩を舍す。迺ち裘衞に林晉里を舍す。𠭯、それこれ顔の林なり。

(3) 我　顔陳に大馬兩を舍す。顔姒に虞咬を舍す。顔の有司たる壽商に貈裘を、盠に幎を舍す。

(4) 矩迺ち瀍の鄰に眔び、壽商と啻に命じて曰く、「講りて、裘衞に林晉里を履み付せ」と。則ち乃ち夆を成すこと四夆なり。顔の小子たる具これ夆じ、壽商闕す。

(5) 舍盠冒梯𢿱皮二・□皮二・𤔲舄俑皮二・朏帛金一鈑、厥虞喜皮二。舍澨虎幎・琛賁・韈鞃、東臣羔裘、顔下皮二。

(6) 眔受、衞小子家逆、者其𦃃、衞臣虩朏。

(7) 衞用作朕文考寶鼎。衞其萬年、永寶用。

文首の紀年(1)に次いで、(2)は土地移譲の原因をいう。矩が裘衞から車馬具一式を「取」り、さらに裘衞が矩姜（矩の妻であろう）に帛三兩を贈ることにより、その代償として裘衞に「林晉里」と稱される土地が移譲されるのである。この「林晉里」が林字を冠するのは、「𠭯、それこれ顔の林なり」と銘文にいう如く、「顔林」と稱される林をその主要な構成要素とするからであろう。(11)

(3)は裘衞（「我」）から顔陳、顔姒（顔陳の妻であろう）、顔陳の有司壽商・盠への贈與をいう。これは先の五祀衞鼎にはみられないものであり、この贈與が如何なる意味をもつものであるかは後に改めて言及する。

(4)は譲渡側による疆界設定をいう。譲渡者矩が澨の鄕に出向き、啻と顔陳の有司壽商とに疆界設定を命じるのである。疆界設定は土地の四至に標識をたてる（「夆を成すこと四夆なり」）ことによって行なわれるが、實際にそれを擔當した者として銘文に記されるのは顔陳の小子具のみであり、有司壽商がそれを確認している。

(5)は盠、その配下の虞（『周禮』地官・山虞及び澤虞に相當する者であろう）、澨、東臣、顔への贈與をいう。これも五祀衞鼎にはみられないが、その意味は大簋の銘文より明らかとなる。大簋にいう。

(1) 隹十有二年三月既生霸丁亥。

(2) 王在𤔲𢾊宮。王呼吳師召大、賜趞𩰫里。

(5) 盠に冒梯𢿱皮二・□皮二・𤔲舄俑皮二・朏帛金一鈑を、厥の虞に喜皮二を舍す。澨に虎幎・琛賁・韈鞃を、東臣に羔裘を、顔に下皮二を舍す。

(6) 受けるに眔び、衞の小子たる家逆え、者其𦃃し、衞の臣たる虩朏す。

(7) 衞用て朕が文考の寶鼎を作る。衞それ萬年、永く寶用せよ。

(1) これ十有二年三月既生霸丁亥。

(2) 王　𤔲𢾊宮に在り。王　吳師を呼び大を召して、趞𩰫の

(3) 王命善夫豕曰𨛭𡢁曰、余既賜大乃里。𡢁賓豕璋帛束。𡢁令豕曰天子、余弗敢𢿱。

(4) 豕以𡢁履大賜里。

(5) 大賓。賓豕䚄璋・馬兩、賓𡢁䚄璋・帛束。

(6) 大拜稽首、敢對揚天子丕顯休、用作朕皇考刺伯𨺅𣪘。其子々孫々、永寶用。

里を賜う。

(3) 王　善夫豕に命じて𨛭𡢁に曰わしめて曰く、「余既に大に乃の里を賜えり」と。𡢁　豕に璋・帛束を賓る。𡢁　豕をして天子に曰わしむ、「余敢て𢿱まず」と。

(4) 豕と𡢁　大の賜わりし里を履む。

(5) 大賓る。豕に䚄璋・馬兩を賓り、𡢁に䚄璋・帛束を賓る。

(6) 大拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚し、用て朕が皇考刺伯の𨺅𣪘を作る。それ子々孫々、永く寶用せよ。

「𨛭𡢁里」の移譲に際して、𨛭𡢁が疆界設定を行なう(4)ことの意味については既に言及した。ここでは周王の使者となる善夫豕に注目してみよう。善夫豕は大簋に記された一連の手續きのなかで、(3)と(5)の二回贈與を受けている。𨛭𡢁が行なう(3)の贈與は周王の使者に對してなされるものであるが、大が行なう(5)の贈與は、𨛭𡢁も共にそれを受けることから明らかなように、(5)に先立つ(4)「豕と𡢁　大の賜わりし里を履む」という疆界設定に對してなされるものである。九年衛鼎(5)の贈與も(4)の疆界設定の直後に記されており、大簋(5)の贈與と同じく疆界設定に對するものであると考えられる。そこで贈與に與っている盠・その配下の虞、𤞷、東臣、顏は、(4)の疆界設定の條にはみえないものの、移譲される土地の疆界設定を行なった者であることが知られるのである。すなわち九年衛鼎に記された土地移譲において譲渡側として土地の疆界設定を行なった者は、譲渡者矩、𤞷、如何なる人物か不明の啻と東臣、顏陳、顏陳の有司壽商・盠、その配下の虞、顏陳の小子具ということになる。

(6)は五祀衛鼎の所で既に説明したように、受領者裘衛の小子家・者其と臣䖒とによる一連の儀禮をいう。また(7)にいう作器も五祀衛鼎と同様の意味をもつものであろう。

以上、九年衛鼎の銘文をみてきたが、その構成は五祀衛鼎とは若干異なるものの、紀年(1)、土地移譲の原因(2)、譲渡側による土地の疆界設定(4)、受領側による一連の儀禮(6)、作器(7)という如く、五祀衛鼎にみられた要素を含んでいることが知られる。

最後に、三年衛盉の銘文は以下の如くである。

(1) 隹三年三月既生霸壬寅。王𠦪旂于豐。

(2) 矩伯庶人取瑾璋于裘衛。才八十朋、厥貯其舍田十田。矩或取赤琥兩・麀𢍰兩・賁韐一。才廿朋、其舍田三田。

(3) 裘衛迺彘告于伯邑父・榮伯・定伯・琼伯・單伯迺命參有司、司土敝邑・司馬單旟・司工邑人服。

(4) 伯邑父・榮伯・定伯・琼伯・單伯迺命參有司、司土敝邑・司馬單旟・司工邑人服。

(5) 眔受田燹・趞、衛小子𦅫逆、者其饗。

(6) 衛用作朕文考惠孟寶盤、衛其萬年、永寶用。

矩伯の庶人が瑾璋を「取」り、さらに矩伯が赤琥などを「取」ったことに對する代償として、矩伯から裘衛に「田十田」・「田三田」が移譲されることをいう。本銘の重要な點については既に言及しており、ここで逐一分析することはしないが、そこには紀年(1)、土地移譲の原因(2)、王官の關與(3)・(4)、受領側による一連の儀禮(5)、作器(6)という要素を見出し

(1) これ三年三月既生霸壬寅。王　旂を豐に𠦪ぐ。

(2) 矩伯の庶人　瑾璋を裘衛に取る。才（財）は八十朋、厥の貯にそれ田十田を舍す。矩或赤琥兩・麀𢍰兩・賁韐一を取る。才（財）は廿朋、それ田三田を舍すと。

(3) 裘衛迺ち伯邑父・榮伯・定伯・琼伯・單伯に彘告す。

(4) 伯邑父・榮伯・定伯・琼伯・單伯迺ち參有司、司土たる敝邑・司馬たる單旟・司工たる邑人服に命ず。

(5) 田を燹・趞に受ける眔び、衛の小子たる𦅫逆え、者其饗す。

(6) 衛用て朕が文考惠孟の寶盤を作る。衛それ萬年、永く寶用せよ。

うるのである。裘衞諸器三器の銘文は多少の出入はあるものの、基本的に同じ要素をもつものであり、この要素は先にあげた倗生簋・大簋にも大略含まれている。土地移譲を記す金文の文書としての形式であったと考えられる。本文末の附表（二七頁）を参照されたい。

二　「田」と里

前章では五祀衞鼎と九年衞鼎の銘文の分析を中心として、土地移譲を記した銘文がその文書としての形式において基本的に一致することを指摘した。しかしこの二器の銘文を仔細に検討すると、移譲される土地の疆界設定を行なう譲渡側の人間の構成に相違があることに氣附くのである。

五祀衞鼎の場合、邦君厲から裘衞に移譲される「田四田」の疆界設定を行なった者は、譲渡者邦君厲とその叔子夙、有司繡季・慶癸・燹表・荆人敢・井人倡屖であった。今これをその身分關係でみると、

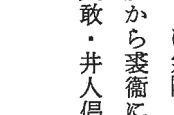

となる。これに對して九年衞鼎の場合、矩から裘衞に移譲される「林晉里（顔林）」の疆界設定を行なった者は、譲渡者矩、濫、如何なる人物か不明の啻と東臣、顔陳、顔陳の有司壽商・盉、その配下の虞、顔陳の小子具であった。矩が顔陳の有司壽商らに命じている（九年衞鼎(4)）ことからわかるように、顔陳及び彼の有司らは矩の配下にあるわけで、彼らの身分關係は濫・啻・東臣を除くと、

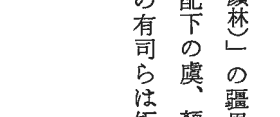

となる。有司は「職務的主從關係」をもつ者、小子は「血縁的主從關係」をもつ者の稱であり、[12] 叔子も小子に類する者と

考えられ、[13] 彼らを「屬僚」と表現するならば、疆界設定を行なう譲渡側の人閒の構成は、五祀衞鼎の場合は譲渡者邦君厲と彼の「屬僚」となるのに對し、九年衞鼎の場合は顔陳と彼の「屬僚」が譲渡者矩に從屬するという重層的な關係を示すことになる。受領側は裘衞諸器三器を通して受領者裘衞の小子・臣と稱される人閒のみが登場することを考えれば、譲渡側にみられるこの相違は單なる記載の省略によるものではなく、移譲される土地――五祀衞鼎「田四田」、九年衞鼎「林晉里（顔林）」――の支配・管理形態の違いを反映しているものと理解するのが最も整合的であろう。このことを確認するために、以下に西周金文にみえる「田」及び里をみていく。

五祀衞鼎「田四田」の如く「田若干田」或いはそれに近い表現をとる「田」は、先にあげた倗生簋「三十田」や三年衞盉「田十田」・「田三田」という例があるほか、西周前期の旟鼎、

王姜賜旟田三于待□。師龏酤兄。……（王姜　旟に田三を待□に賜う。師龏　酤りて兄る。）

に「田三」という表現がみられる。王姜から旟に對して待□所在の「田三」が賜與されるのであり、この種の表現としては最も早いものである。[14]「酤兄」については説が分かれているが、今は師龏が「田三」の賜與に何らかの形で關わるものと考えておく。

西周中期の例としては、曶鼎の第三段に、

昔饉歲、匡衆厥臣廿夫寇曶禾十秭。以匡季告東宮。東宮迺曰、求乃人、乃弗得、汝匡罰大。匡迺稽首于曶、用五田、用衆一夫曰□、用臣曰寔曰朏曰奠。曰、用兹四夫稽首。……（昔、饉し歲に、匡の衆たる厥の臣廿夫　曶の禾十秭を寇せり。匡季を以て東宮に告ぐ。東宮迺ち曰く、「乃の人を求めよ、もし得ざれば、汝匡の罰大なり」と。匡季迺ち曶に稽首するに、五田を用てし、衆の一夫□と曰うを用てし、臣の寔と曰い・朏と曰い・奠と曰うを用てす。曰く、「兹の四夫を用て稽首せん」と。）

と、匡季の衆二十夫の寇禾事件をめぐる裁判を記す。「匡季を以て東宮に告ぐ」という提訴の辭を承け、贖罪として匡季

から𠂤に對して「五田」と「四夫」を引き渡すことが決定されるのである。さらに省略した後半部において二回目の提訴が行なわれ、賠償として「禾廿秭」・「田二」・「臣一夫」の引き渡しが匡季に命ぜられている。「田」は訴訟に對する贖罪・賠償として移譲されるのである。また卯への策命を記す卯簋は、

榮季入右卯、立中廷。榮伯呼命卯曰、……略……賜于乍一田。賜于宣一田。賜于隊一田。賜于截一田。……（榮季入りて卯を右（たす）け、中廷に立つ。榮伯呼びて卯に命じて曰く、「……略……乍に一田を賜う。宣に一田を賜う。隊に一田を賜う。截に一田を賜う」と。）

と、乍・宣などの地にそれぞれ「一田」が賜與されることをいう。卯は榮伯によって策命されるように榮伯の臣であり、周王の陪臣の地位にあることが注意される。

西周後期の例としては、

敔簋　……王格于成周大廟。武公入右敔、告擒。馘百訊四十。王蔑敔曆、使尹氏受。……略……賜田于敔五十田、于早五十田。……（王　成周の大廟に格る。武公入りて敔を右け、擒を告ぐ。馘百・訊四十なり。王　敔の曆を蔑し、尹氏をして受けしむ。……略……田を敔に五十田、早に五十田を賜う。）

不嬰簋　……伯氏曰、不嬰、汝小子、汝肇誨于戎工。賜汝弓一矢束臣五家田十田。用從乃事。……（伯氏曰く、「不嬰よ、汝小子なるも、汝肇（はじ）めて戎工に敏（つと）む。汝に弓一矢束・臣五家・田十田を賜う。用て乃（なんじ）の事に從え」と。）

の二器をあげることができる。兩器ともに武功に對する賜與をいうが、敔簋の敔・早の地に與えられる「五十田」はこの種の表現としては最も多いものである。

ここにあげた例と先の五祀衛鼎・倗生簋・三年衛盉から、次の二點を指摘することができるであろう。第一に、「田」は卯簋の「一田」から敔簋の「五十田」に至るまでの様々な數量となること。この「一田」を井田制の百畝とする説も存在するが(15)、これらの「田」がすべて同じ規準で量られていたとする證據は見出し難いと思われる。しかし、この「田若干

田」という表現から何らかの人爲的な區畫の存在を想定することは十分に可能であり、その疆界が五祀衞鼎「厥の北疆は厲の田に眔び、……」の如く示されるのもその證左となる。第二に、「田」は様々な身分閒において様々な原因で賜與或いは移讓されうるものであること。その結果、「田」は周王から陪臣に至るまでの者に、その身分を問わず領有されることになる。

「田若干田」という表現からは以上のことが指摘できるのであるが、「田」の支配・管理形態は窺うことができない。それを探る手掛りとして西周後期の大克鼎の銘文をみてみよう。その第二段は、克への策命とそれに伴う賜與を記す。

……王呼尹氏册命善夫克。王若曰、……略……賜汝田于埜。賜汝田于淖。賜汝井家𩰫田于睦、以厥臣妾。賜汝田于康。賜汝田于匽。賜汝田于𨸏原。賜汝田于寒山。賜汝史小臣靈𩰫鼓鐘。賜汝井遐𩰫人、𩰫賜汝井人奔于量。……（王尹氏を呼びて善夫克に册命せしむ。王若いて曰く、「……略……汝に田を埜に賜う。汝に田を淖に賜う。汝に井家𩰫田を睦に賜い、厥の臣妾とともにす。汝に田を康に賜う。汝に田を匽に賜う。汝に田を𨸏原に賜う。汝に田を寒山に賜う。汝に史小臣・靈𩰫・鼓鐘を賜う。汝に井遐𩰫人を賜い、𩰫せて汝に井人の量に奔りしを賜う。……」と。）

克に賜與される「田」の所在を示す埜・淖などの地名は、𨸏原が『詩經』大雅・公劉にみえる溥原に比定されることから岐山周邊の地であろうと考えられているが、[16] それらの地に賜與された「田」が如何なる支配・管理形態をもつものであったかは地名のみから探りようがない。ただし、睦の地に存在する「井家𩰫田」と稱される「田」は、𩰫字をどのように理解するかはおくとしても、[17]「厥の臣妾とともにす」という如く臣妾を伴って賜與されており、そこから「田」の支配・管理形態を窺うことができるものと思われる。

臣妾は、西周前期の復尊「匽侯賞復向衣臣妾貝。……（匽侯　復に向衣・臣妾・貝を賞す。）」の如く賜與の物件となるほかに、

伊簋　……王呼令尹封册命伊、𩰫官𤔲康宮王臣妾百工。……（王　令尹封を呼びて伊に册命し、𩰫せて康宮の王の

臣妾・百工を官嗣せしむ。）

師毀簋　伯龢父若曰、……略……余命汝死我家、䙴嗣我西扁東扁僕馭百工牧臣妾。……（伯龢父若いて曰く、「……略……余　汝に命じて我が家を死めしめ、䙴せて我が西扁東扁の僕馭・百工・牧・臣妾を嗣めしむ。……」と。）

の二例が知られている。伊簋の康宮は揚簋・𤔲攸从鼎など多くの金文にみえ、宗周におかれた大廟であると考えられ、師毀簋の西扁東扁は郭沫若によれば軍隊の構成に關する語である。(18) 臣妾は大廟や軍隊に屬し、周王や伯龢父によって命ぜられた彼らの「屬僚」によって管理されているのである。一方、臣妾と並記される百工も、

蔡簋　……王呼史年册命蔡。王若曰、……略……命汝眔曶、䙴疋對各、死嗣王家外内、毋敢又不聞。嗣百工、出入姜氏命。……（王　史年を呼びて蔡に册命せしむ。王若いて曰く、「……略……汝と曶とに命じ、䙴せて對各を疋け、王家の外内を死嗣せしむ。敢て聞せざること又る毋れ。百工を嗣め、姜氏の命を出入せよ。……」と。）

公臣簋　虢仲命公臣、嗣朕百工。……（虢仲　公臣に命ず、「朕が百工を嗣めよ。……」と。）

という如く、周王・虢仲などに屬し、その「屬僚」によって管理されている。以上の例から直ちに臣妾の身分を決定することはできないとしても、大廟や軍隊に屬し、隷屬度の強いかたちで管理されていたものと考えることは可能であろう。(19)

大克鼎の臣妾も「井家𩰫田」に屬するものとして隷屬度の強いかたちで管理されていたと考えられ、この臣妾を伴って賜與される「田」そのものも同様の物件として、強い管理を受けていたものと思われる。「井家𩰫田」が周王から克に賜與されるのは、賜人の條に「井遐𩰫人」・「井人の𩰫に奔りし」者が記されることから考えて、何らかの原因で動揺した井氏の支配から離れたためであろうと推測されるが、この「田」が井氏の支配下にあった際には、井氏の「屬僚」によって臣妾と共に支配・管理されていたものと考えられるのである。また曶鼎、

趞仲命曶䙴嗣鄭田。……（趞仲　曶に命じて䙴せて鄭の田を嗣めしむ。）

にみえる「鄭田」も、趞仲の「屬僚」である曶によって管理される「田」であり、大克鼎の「井家𩰫田」と同様の支配・

管理形態をもつものであろう。

周王のもとにも同様の支配・管理形態をもつ「田」が存在したことは、「田」が周王による賜與の物件となっていることからも推測できるのであるが、その具體的な例としては西周後期の揚簋、

……王呼内史史光册命揚。王若曰、揚、作司工、官𤔲量田甸眔司𢼸眔司次眔司寇眔司工司。……（王　内史史光を呼びて揚に册命せしむ。王若いて曰く、「揚よ、司工と作り、量田の甸と司𢼸と司次と司寇と司工の司を官𤔲せよ。……」と。）

をあげることができる。揚への策命として「量田」におかれた甸（『周禮』天官・甸師などに相當する）以下の諸官の管理を命ずるのである。これらの官の具體的な職掌は不明とせざるを得ないが、「量田」と稱される「田」が王官による管理を受けていたことは窺えるであろう。また、

令鼎　　王大藉農于諆田。……（王大いに諆田に藉農す。）

𢦏簋　　……王曰、𢦏、命汝作司土、官𤔲藉田。……（王曰く、「𢦏よ、汝に命じて司土と作し、藉田を官𤔲せしむ。……」と。）

の二器は共に藉田をいう。藉田は、『國語』周語上の記事からも窺えるように本來は神事的耕作であったが、[20] 西周中期の𢦏簋にみられる如く、次第に王室の直營地として王官によって管理される「田」に變質していったものと考えられる。[21]

以上のことから、「田」は「田若干田」と稱される如く人爲的な區畫をもち、周王から陪臣に至るまでの者に領有され、彼らの「屬僚」によって管理・經營される土地であったことが知られる。五祀衛鼎の邦君厲から裘衛に移讓される「田四田」もまさにそのような土地であり、移讓前は邦君厲の「屬僚」によって管理・經營されていたのである。「田四田」の移讓に際して、讓渡側として土地の疆界設定を行なうのが讓渡者邦君厲と彼の「屬僚」であるのは、その土地の移讓前の支配・管理形態に對應したものと見做しうるであろう。

それでは、九年衛鼎「林晉里（顔林）」の里はどうであろうか。里の關係金文としては先にあげた大簋のほかに、成周に關するものとして、

令彝　……明公朝至于成周、徣命。舍三事命。眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工。眔諸侯侯甸男、舍四方命。既咸命。……（明公朝に成周に至り、命を徣す。三事の命を舍す。卿事寮と諸尹と里君と百工とともにす。諸侯、侯・甸・男とともに、四方の命を舍す。既に咸く命ず。）

𩰫簋　王曰、𩰫、命汝𤔲成周里人眔諸侯大亞。……（王曰く、「𩰫よ、汝に命じて成周里人と諸侯大亞とを𤔲めしむ。……」と。）

の二例がある。西周前期の令彝は、成周における周公子明保の「舍命」をいい、そのうちの「三事命」に關して「里君」が登場する。「三事」とは、『尚書』酒誥「越在外服、侯・甸・男・衛、邦伯。越在內服、百僚・庶尹・惟亞・惟服・宗工、越百姓・里居（君）」の「內服」――王畿――を指し、令彝の「里君」は酒誥では「百姓・里居（君）」と記される。[22] 一方、後期の𩰫簋は𩰫への策命をいい、𩰫の監督の對象として「成周里人」がみえる。この「里君」・「成周里人」は、既に先學の指摘する如く、諸文獻にみえる成周に遷された「殷頑民」に相當するものである。[23] 彼らは宗周に置かれた「西六師」に對して「殷八師」・「成周八師」と稱される軍隊を構成するのであるが、この軍隊が西周時代を通して存在することから、それを維持・補充するために共同體的組織を強く殘して里居していたものと考えられている。[24] また史頌簋、

王在宗周。命史頌省蘇。法友里君百姓帥𩰫整于成周。……（王　宗周に在り。史頌に命じて蘇を省せしむ。法友・里君・百姓　帥𩰫して成周に整う。）

は、史頌による蘇の遹省に際して、蘇の「法友」と「里君・百姓」が成周に會盟することをいう。蘇の「里君・百姓」は令彝の「里君」や𩰫簋の「成周里人」に相當するもので、やはり共同體的性格をもつものとして、いわば首長と一般構成員の關係にあったものと思われる。[25] このように里が共同體的性格をもつものであるならば、西周前期の召𩰫器、

休王自穀使賞畢土方五十里。……（王の穀よりして畢・土方の五十里を賞せしむるを休す。）

にみえる畢・土方に存在した「五十里」は、『爾雅』釋言に「里、邑なり」という如く邑に近い存在であろうと考えられ、宜侯夨簋「厥□邑三十有五」や𦉢鎛「二百有九十有九邑」に相當するものと思われる。[26]

九年衛鼎「林𦍒里（顔林）」もやはり共同體的性格をもつものであり、その移譲に際して疆界設定を行なう人間の構成が重層的な關係を示すのは、里を構成するものとそれを總體的に支配するものという關係を反映しているものと思われる。すなわち、「林𦍒里」が「顔林」とも稱されることからわかるように、この土地を管理・經營しているのは顔陳と彼の「屬僚」であり、彼らは既に一定の階層分裂を經てはいるものの、依然として共同體的性格を保持していたと考えられる。これに對して、「林𦍒里（顔林）」の譲渡者矩はこの土地の上位の支配權を有するのであり、裘衛に移譲されるのもこの上位の支配權であった。

結論を繰り返すならば、土地移譲に際して疆界設定を行なう人間の構成は、その土地を管理・經營する主體が誰にあるのかということを反映するものである。すなわち九年衛鼎「林𦍒里（顔林）」は矩から裘衛に移譲される土地であるが、その地を實際に管理・經營するのは譲渡者矩の「屬僚」ではなく、共同體的性格を殘す顔陳とその「屬僚」であるのに對し、五祀衛鼎「田四田」は譲渡者邦君厲の「屬僚」が土地を管理・經營するという異なった形態を示すのであった。裘衛はこの二器に記された土地移譲によって支配・管理形態の異なる土地を獲得することになる。移譲後、「田四田」は彼の「屬僚」によって管理・經營されるのに對し、「林𦍒里（顔林）」は依然として顔陳と彼の「屬僚」によって管理・經營され、裘衛は新たに自分の支配下に入る彼らに對して何らかの恩寵を示す必要があった。[27] それが九年衛鼎(3)にみえる顔陳・顔姒・顔陳の有司壽商・盠に對する贈與であり、これに相當する部分が五祀衛鼎に見出し得ないのは當然のことである。

三　散氏盤の分析―「田」と邑

周知の如く、西周の土地移譲金文として最も詳細な内容をもつのは西周後期の散氏盤である。この器に關しては既に多くの研究がなされてはいるものの、そこに記された矢から散へ移譲される土地の支配・管理形態に限ってみても、未だ共通の見解は得られていないように思われる。本章では、先の裘衞諸器等の分析によって得られた結論に基づいてこの銘文を分析し、そこに記された土地の支配・管理形態を考察したい。

先ず散氏盤の文書としての形式を指摘する必要がある。散氏盤の銘文は次の如くである。

(1)　用矢𢦏散邑、迺卽散用田。

(2)　眉、自瀗、涉以南至于大沽一封。以陟二封、至于邊柳。復涉瀗、陟雩、𠭯䍙陘。以西封于□城楮木、封于芻逨、封于芻道。內陟芻、登于厂淥、封剖析・陘陵・剛析、封于𦍒道、封于原道、封于周道。以東封于□東疆、右還封于眉道。以南封于□逨道。以西至于堆莫。

眉井邑田、自桹木道、左至于井邑封道。以東一封、還以西一封。陟剛三封。降以南封于同道。陟州剛、登析、降棫二封。

(1)　矢の散邑を𢦏てるを用て、迺ち散に卽えるに田を用てす。

(2)　眉は、瀗よりし、涉りて以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟りて二封し、邊柳に至る。復瀗を涉り、雩に陟り、䍙陘に𠭯ぶ。以て西して□城の楮木に封じ、芻逨に封じ、芻道に封ず。內りて芻に陟り、厂淥に登り、剖析・陘陵・剛析に封じ、𦍒道に封じ、原道に封じ、周道に封ず。以て東して□の東疆に封じ、右還して眉道に封ず。以て南して□逨道に封ず。以て西して堆莫に至る。

眉の井邑の田は、桹木道よりし、左して井邑の封道に至る。以て東して一封し、還りて以て西して一封す。剛に陟りて三封し、降りて以て南して同道に封ず。州剛に陟り、析に登り、棫に降り二封す。

(3) 矢人有司眉甸鮮・且・敝・武父・西宮襄、豆人虞丂・彔貞・師氏右眚、小門人繇、原人虞莽・淮・司工虎孝・罰豐父、瑾人有司刑・丂。凡十有五夫、正眉矢舍散田。

(4) 司土屰寅、司馬𩰫𩰫、䑛人司工駭君・宰德父、散人小子眉甸戎・敝父・效槩父、□之有司柬・州𩰫・㸚从鬲。凡散有司十夫。

(5) 唯王九月、辰在乙卯。

(6) 矢俾鮮・且・奭旅誓曰、我既付散氏田器、有爽實、余有散氏心賊、則孚千罰千、傳棄之。鮮・且・奭旅則誓。迺俾西宮襄・武父誓曰、我既付散氏溼田・牆田、余有爽變、孚千罰千。西宮襄・武父則誓。

(7) 厥受圖矢王。于豆新宮東廷。

(8) 厥左執緶史正仲農。

文首の(1)は土地移譲の原因をいう。矢が「散邑」を侵害したため、その賠償として散に土地が移譲されるのである。この部分は、五祀衛鼎(2)、九年衛鼎(2)などに相當する。

(3) 矢人の有司にして眉の甸たる鮮・且・敝・武父・西宮襄、豆人の虞たる丂・彔たる貞・師氏たる右眚、小門人の繇、原人の虞たる莽・淮・司工たる虎孝・罰たる豐父、瑾人の有司たる刑・丂。凡そ十有五夫、眉の矢が散に舍したる田を正す。

(4) 司土たる屰寅、司馬たる𩰫𩰫、䑛人の司工たる駭君・宰たる德父、散人の小子にして眉の甸たる戎・敝父・效槩父、□之有司たる柬・州𩰫・㸚从鬲。凡そ散の有司十夫。

(5) これ王の九月、辰は乙卯に在り。

(6) 矢　鮮・且・奭旅をして誓わしめて曰く、「我既に散氏に田器を付したり。爽實すること有り、余に散氏を心賊とすること有らば、則ち孚千罰千、傳してこれを棄てよ」と。鮮・且・奭旅則ち誓う。迺ち西宮襄・武父をして誓わしめて曰く、「我既に散氏に溼田・牆田を付したり。余に爽變有らば、孚千罰千ならん」と。西宮襄・武父則ち誓う。

(7) 厥の圖を授けるは矢王なり。豆の新宮の東廷に于てす。

(8) 厥の緶を左執するは、史正たる仲農なり。

(2)は移譲される土地の疆界をいう。矢から散へ移譲される土地は、「眉」・「眉井邑田」に二分されており、それぞれ詳細にその疆界を記す。この記述に基づいて矢から散へ移譲される土地の復原をめざす試みもなされているが、[28] 記述には具體的距離などは記されておらず、従ってその土地の大要は知り得るとしても完全な復原は困難である。特に疆界設定の基準となる「芻道」・「原道」・「眉道」等と稱される道は、それぞれ芻・原・眉という地名によって名附けられたものと考えられるが、それらの地名が移譲される土地に含まれるか否かはこの部分の記述のみから判断することはできない。

(3)及び(4)は、土地の移譲手續きへの参加者をいう。従來この兩部分は共に疆界設定を行なう人閒を記したものと理解されてきたのであるが、第一章で指摘したように銘文上では譲渡側・受領側に明確な役割り分擔があり、本銘も同様であると考えられる。従って譲渡者矢の有司で始まる(3)は譲渡側の疆界設定を行なった人閒を記し、「眉の矢が散に舍したる田を正す」と疆界設定をいう一句は、次の(4)にもかかるのではなく、この(3)にのみかかるものである。これは五祀衞鼎(5)及び九年衞鼎(4)に相當する。一方、「凡そ散の有司十夫」と總括される(4)は受領側の人閒をいい、彼らは裘衞諸器の受領者裘衞の小子家・𦅫・者其及び臣䖒と立場を同じくする。「凡そ散の有司十夫」と受領者散の「屬僚」であることを明確にいうこと、またその中に「散人の小子」と小子が登場することは裘衞諸器の受領側の人閒と同じであり、「逆」・「饗𩚬」などの具體的行爲が記されないのは、それが省略されているものと考えられる。この部分は、五祀衞鼎(6)及び九年衞鼎(6)に相當する。

(5)の「これ王の九月、辰は乙卯に在り。」の紀年に續く(6)は、(3)に「散人有司眉甸」として名のみえる鮮・且・武父・西宮襄と敘に代ったと考えられる𠭯旅の五人による「誓」が二回に分けて記される。それぞれ「田器」・「𣳚田・牆田」の移譲を確認し、萬一違約があった場合には「寽千罰千」(罰金及び鞭千)が課せられるという刑罰の豫告の自誓の形をとっている。「𣳚田・牆田」が何を指すかは明確ではないが、「田器」は耕作農具一切を指すものであり、土地の移譲はそれに附隨する農具をも含むものであったことが知られる。

(7)は、豆の新宮の東廷において、譲渡者矢（ここでは「矢王」と稱される）が移譲される土地の地圖を給付することをいう。[29]これは他の土地移譲金文には見出し得ないものであるが、『禮記』曲禮上「獻田宅者操書致」の正義に「田宅は土に著く、故に板圖書畫を以て之を致す」という如く、土地の移譲に際しては一般に行なわれたものと思われる。

(8)の「緶」は契要のことであり、[30]史正の官である仲農がこの契約に立會い、その履行を確認することをいう。これも土地移譲金文にその類例を見出し難いものであるが、或いは𤔲从盨の「厥右𤔲从善夫克（厥の𤔲从を右（たす）けるは善夫克なり）」がこれに相當するのかも知れない。

以上のように、散氏盤は(1)〜(4)の銘文前半部において第一章で指摘した土地移譲金文の形式を既に具え、(5)〜(8)の後半部は他に類例を見出し得ないものであった。この後半部は、土地の移譲手續きの中でこれをどのように位置づけるかという問題を含めて、興味深い内容をもつものであるが、[31]本章の直接の關心からはずれるのでこれ以上の言及は避ける。

それでは、矢から散へ移譲される「眉」・「眉井邑田」は如何なる支配・管理形態をもつ土地であろうか。先に五祀衞鼎「田四田」・九年衞鼎「林晳里（顔林）」について考察し、前者は譲渡者邦君厲と彼の「屬僚」によって管理・經營される土地であるのに對し、後者は顔陳と彼の「屬僚」によって管理・經營される土地の上位の支配權を譲渡者矩が有するという異なる形態をもつことを指摘したのであるが、その違いは銘文においては疆界設定を行なう人間の構成にあらわれるのであった。從って散氏盤の「眉」・「眉井邑田」の支配・管理形態は、譲渡側の人間を記した(3)の分析を通して知ることができるのである。

(3)に記された十五人は、「矢人」・「豆人」・「小門人」・「原人」・「𨾊人」の如く「某人」という表現で大別される。[32]このうち「原人」の原・「𨾊人」の𨾊は、土地の疆界をいう(2)に「原道に封ず」・「𨾊莫に至る」としてみえ、さらに「豆人」の豆は(7)に「豆の新宮の東廷に于てす」とあり、銘文にはみえない小門をも含めて移譲される土地に含まれる地名であると考えられる。また(4)の「散人小子眉甸」の散が(1)に「散邑」としてみえるように、散氏盤の銘文においては「人」と

「邑」が對應して使用され、讓渡側の「矢人」「豆人」などと稱される人々もそれぞれ矢邑・豆邑などの邑の人閒を指すと考えられる。

讓渡側の最初に記された「矢人有司眉甸」とは、有司が「職務的主從關係」をもつ者の稱であることから、讓渡者矢と「職務的主從關係」をもつ矢邑の人閒で、具體的な職掌が眉の甸官である者をいう。彼らが「有司眉甸」と一見官職の重複した肩書をもつのは、矢一族が西周初以來の雄族で多くの有司と廣い支配地を有していたため、[33] 特に眉の甸官であることを記す必要があったためであると考えられる。このように、矢から散へ移讓される土地の疆界設定を讓渡者矢の有司である「矢人有司眉甸」が行なうのは、五祀衞鼎において讓渡者邦君厲の「屬僚」が疆界設定を行なうのとその立場を同じくする。讓渡側の人閒の構成は移讓される土地の支配・管理形態を反映するのであるから、散氏盤に記された土地の中には五祀衞鼎の「田四田」と同じ支配・管理形態、すなわち支配者の「屬僚」によって管理・經營される土地が含まれていたことが知られるのである。

一方、「豆人」・「原人」・「小門人」・「隹人」と稱される人閒は、矢の有司である「矢人有司眉甸」と並記され、彼らとは異なる立場で疆界設定を行なったものと考えられる。[34] 先に述べたように、彼らの邑は移讓される土地に含まれると考えられ、この度の移讓は彼らの邑に對する上位の支配權が矢から散へ移讓されるということになる。このように上位の支配權が移讓される際、邑はどのような行動をとるのか。時代は下るが『春秋左氏傳』成公三年に次のような記事がある。

秋、叔孫僑如　棘を圍む。汶陽の田を取り、棘服せず。故に之を圍めり。

汶陽の田が齊から魯へ返還されるにあたり、そこに含まれる棘邑がこれに服さず、叔孫僑如によって攻擊されたことをいう。この記事は、棘邑に對する支配權が移讓される際、その結果はどうあれ棘邑がその移讓に對して主體的に抵抗しえたことを示している。また、增淵龍夫氏の研究で知られる河內の陽樊・原などの邑においても同樣のことを認めうるのである。[35] 例えば『春秋左氏傳』僖公二十五年に、

之（晉侯）に陽樊・溫・原・欑茅の田を與う。晉是に於て始めて南陽を啓く。陽樊服せず、之を圍む。……乃ち其の民を出す。……冬、晉侯　原を圍み、三日の糧を命ず。原降らず。命じて去らしめんとす。……一舍を退くに、原降る。原伯貫を冀に遷す。

と、周王から晉文公への賜與に對して陽樊・原の二邑が抵抗することをいう。ここにおいても、これらの邑が上位の支配權の移讓に對して主體的な行動をとっているのである。散氏盤の「豆人」・「原人」等の人閒は、まさに上位の支配權の移讓に對し主體的行動をとりうるものとして、移讓される土地の疆界設定を行なっていると考えられる。これは『爾雅』釋言に「里、邑なり」という如く、九年衞鼎の「林晉里（顏林）」に對する上位の支配權が矩から裘衞へ移讓されるのに際し、その土地を管理・經營する顏陳と彼の「屬僚」が疆界設定を行なうのと立場を同じくするものである。すなわち豆邑・原邑などの邑に對する總體的支配權が矢から散へ移讓されるのである。[36] 受領側が「凡そ散の有司十夫」と明確に受領者散の有司であることをいうのに對し、讓渡側が「凡そ十有五夫」とその總數をいうにとどまるのは、讓渡側に矢の有司と「豆人」・「原人」等という異なる立場をもつ者が含まれることに由來するものと考えられる。

散氏盤に記された讓渡側の疆界設定を行なう人閒の分析により、矢から散へ移讓される土地は、「矢人有司眉甸」と稱される讓渡者矢の有司によって管理・經營される部分と、豆邑・原邑などの邑を總體的に支配する部分に大別されることが明らかになったと思われるが、ここで改めて移讓される土地の疆界をいう散氏盤(2)をみると、移讓される土地は「眉」と「眉井邑田」の二地に區別されており、この區別が讓渡側の人閒構成から推定される管理・經營形態とどのように關わるのかが問題となる。「眉」は豆邑・原邑などを含んだ大地名であると考えられるが、「眉井邑田」とは如何なる土地を指すのであろうか。

散氏盤(1)に「散邑」といい、それに對應する形で(4)に「散人小子眉甸」の如く「散人」が登場することから考えて、「井邑」の構成員は井人と稱されるはずである。また、移讓される土地に含まれる豆邑・原邑などの人閒である「豆人」・「原

人」等がこの移譲に主體的存在として關わっている以上、「眉井邑田」が移譲されることを明確に記される井人は同様に移譲に關わるものと考えられる。ところが、譲渡側の人閒には井人は登場せず、しかも譲渡側の人閒は「凡そ十有五夫」と總括されていることから、彼ら井人が省略されている可能性は全くないのである。先に述べたように、上位の支配權の移譲に對し邑の構成員が主體的存在として關わるのであれば、「眉井邑田」はそのような人閒をもたない土地と考えざるを得ない。すなわち「眉井邑田」とは、眉にあった井邑の土地が井邑から分斷されることによってその主體的管理者を失い、おそらくは譲渡者矢の有司「矢人有司眉甸」によって管理・經營される土地に變質したものと考えられるのである。「田」は支配者の「屬僚」によって管理・經營される土地の稱であり、この「眉井邑田」が特に「田」を附して稱せられるのは以上のような理由に基づくものであろう。(37)

散氏盤の銘文からは、邑によって主體的に管理・經營されていた土地が分斷され、他者の「屬僚」によって管理・經營される土地に變質することが知られるのであるが、このことは曶鼎の第二段によっても窺うことができる。曶鼎第二段は泐損多く通釋を得がたい部分もあるが、曶と限との閒になされた「五夫」の賣買契約に關する提訴とその結果についての記述であると考えられている。(38) その銘文にいう。

……曶則拜稽首、受茲五夫曰陪曰恆曰藉曰□曰眚。使氒以告䣄。迺俾□以曶酒及羊絲三寽、用致茲人。曶迺誨于䣄……曰、必常俾處厥邑、田厥田。䣄則俾復命曰、諾。(曶則ち拜し稽首して、茲の五夫、陪と曰い・恆と曰い・藉と曰い・□と曰い・眚と曰うを受く。氒をして以て䣄に告げしむ。迺ち□をして曶の酒及び羊・絲三寽を以て、用て茲の人を致さしむ。曶迺ち䣄に誨えて……曰く、「必ず常に厥の邑に處り、厥の田を田つくらしめよ」と。䣄迺ち復命せしめて曰く、「諾せり」と。)

陪・恆・藉・□・眚と稱される「五夫」の賣買が完了したのち、彼らの新たな支配者である曶から彼らの管理者であった䣄(曶の訴訟の相手であった限の「屬僚」であろう)に對して「必ず厥の邑に處り、厥の田を田つくらしめよ」という要請がな

されている。彼ら「五夫」は「厥の邑に處り」という如く自らの邑に居住してはいるものの、賣買契約の物件として限から舀に移譲されることからわかるように、もはや邑の構成員としてその土地の管理・經營に主體的に關わる存在ではありえない。それ故に彼らの耕作する土地は「厥の田を田つくらしめよ」の如く「田」と稱されるのである。

第一章で扱った五祀衞鼎の土地の疆界をいう(4)に、「田四田」の移譲に際して「迺ち寓を厥の邑に舍す」と邑に寓（居處）を與えることをいうのは、この散氏盤や舀鼎第二段から窺える邑が分斷されて「田」に變質していくという情況を踏まえることによって、初めて理解することができるのである。

おわりに

以上の考察によって得られた結論は次の如くである。

裘衞諸器・倗生簋・大簋・散氏盤等の土地移譲金文は、その記述に出入はあるものの、基本的に紀年・土地移譲の原因・土地の疆界・譲渡側による土地の疆界設定・受領側による一連の儀禮・作器という文書形式をもつものであった。

移譲される土地の支配・管理形態は、銘文上では疆界設定を行なう譲渡側の人閒の構成に反映される。具體的には、五祀衞鼎「田四田」の移譲に際してはその土地を管理・經營していた譲渡者邦君厲の「屬僚」が疆界設定を行なうのに對し、九年衞鼎「林晉里（顔林）」の移譲は里に對する上位の支配權の移譲であり、疆界設定はその土地を共同體的性格を殘して主體的に管理・經營していた顔陳と彼の「屬僚」が行なうのであった。また散氏盤の矢から散に移譲された土地は、そこに記された譲渡側の人閒の分析から、譲渡者矢の「屬僚」によって管理・經營されていた土地と豆邑・原邑などを總體的に支配する土地の二種に區別されることが知られるのであった。また、さらに重要なこととして、「眉井邑田」と稱される土地は「井邑」が分斷されることによってその主體的管理者を失った「田」に變質したものであることが指摘できるのであった。

支配者の「屬僚」によって管理・經營される「田」は邑の分斷によってのみ形成されるものではなく、例えば未墾地の開墾などによっても形成されたものと考えられるが、この「田」は先に指摘したように周王から陪臣に至るまで等しく領有しえたものであり、「封建」とは異なった小規模な經營を可能にするものであった。(39) このような土地經營の普及は、例えば陪臣の地位の上昇など西周王朝の構造自體に深刻な影響を與えたと思われるが、(40) そのより廣汎な影響及び王權のそれへの對應、さらに「田」を形成させるに至った社會構造などについては、本稿で言及することができなかった。今後の課題としたい。

また本稿で扱った地域は陝西省を中心とする西周の王畿のみであり、東方の「封建」諸侯との關連及びそこを中心舞臺として展開する春秋時代との關連も併せて今後の課題となる。

附　表

	五祀衛鼎	九年衛鼎	三年衛盉	倗生簋	大簋	散氏盤
紀年	1.8	1	1	1	1	5
原因	2	2	2	2	2	1
被讓渡者への贈與		3				
王官の關與	3		3.4		3	
疆界	4					2
疆界設定	5	4		3	4	3
疆界設定に對する贈與		5			5	
受領側の饗應	6	6	5			4
誓						6
授圖						7
確認				4 (?)		8
作器	7	7	6	5	6	

表中の數字は，本文中に引用した各銘文の段落に附されたものである。

註

(1) 龐懷清・吳鎮烽・雒忠如・志儒「陝西省岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報」、林甘泉「對西周土地關係的幾點新認識—讀岐山董家村出土銅器銘文—」、唐蘭「陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的釋文和注釋」(以上『文物』一九七六年第五期)。唐蘭「用青銅器銘文來研究西周史—綜論寶鷄市近年發現的一批青銅器的重要歷史價値—」、周瑗「矩伯、裘衞兩家族的消長與周禮的崩壞」(以上『文物』一九七六年第六期)。伊藤道治「裘衞諸器考—西周期土地所有形態に關する私見—」(『東洋史研究』第三十七卷第一號)。白川靜『金文通釋』(以下『通釋』)第四九輯一一、裘衞盉(『白鶴美術館誌』、一九七八年)。趙光賢「從裘衞諸器銘看西周的土地交易」(『周代社會辨析』、人民出版社、一九八〇年)。黃盛璋「衞盉・鼎中〃貯〃與〃貯田〃及其牽涉的西周田制問題」(『文物』一九八一年第九期)。李學勤「西周金文中的土地轉讓」(『光明日報』一九八三年一一月三〇日)など。

(2) 貝塚茂樹『中國古代史學の發展』(『貝塚茂樹著作集』第四卷、中央公論社、一九七七年)一四二～一四三頁。

(3) 伊藤道治「裘衞諸器考」(前掲誌)、同「西周時代の裁判制度について」(『三十周年記念論集　神戸大學文學部』、一九七九年)など。

(4) 裘衞諸器に關する諸研究の中心課題の一つは、五祀衞鼎「貯田五田」・三年衞盉「才八十朋、厥貯其舍田十田」などにみえる「貯」の解釋であったが、本稿は黃盛璋「衞盉・鼎中〃貯〃與〃貯田〃及其牽涉的西周田制問題」(前掲誌)の說に從う。

(5) 伊藤道治「裘衞諸器考」(前掲誌)。

(6) 唐蘭「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意義—陝西扶風新出牆盤銘文解釋—」(『文物』一九七八年第三期)など。

(7) 唐蘭「陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的釋文和注釋」(前掲誌)。

(8) 郭沫若「臣辰盉銘考釋」(『金文叢考』器銘考釋、人民出版社、一九五四年)。

(9) 過去この器は格伯簋とも稱されたが、「三十田」に對する權利が格伯から倗生に移り、從って作器者は倗生であることは、五祀衞鼎との比較によって明らかである。このことは既に唐蘭「用青銅器銘文來研究西周史」(前掲誌)、黃盛璋「衞盉・鼎中〃貯〃與〃貯田〃及其牽涉的西周田制問題」(前掲誌)などが指摘している。

また「甸に安役す」とは、『通釋』第二〇輯一一二、倗生𣪘に「按行定界」と釋するのに從うべきであろう。

(10) 郭沫若『兩周金文辭大系圖錄攷釋』(以下『大系』)八一葉、格伯簋に「用典格伯田、典如今言記錄或登錄」という。

(11) 伊藤道治「裘衞諸器考」(前掲誌)。

(12) 木村秀海「西周金文に見える小子について—西周の支配機構の一面—」(『史林』六十四卷六號)。

(13) 龐懷清・吳鎮烽・雒忠如・志儒「陝西省岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報」(前掲誌)注(21)。

(14) 『通釋』第四八輯五、旗鼎に諸說を紹介する。

(15) 例えば、唐蘭「陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的釋文和注釋」(前掲誌)。

(16) 『通釋』第二八輯一六七、大克鼎。
(17) 『大系』一二一葉、大克鼎は「井・匽・遐、均國族名」といい、伊藤道治『中國古代王朝の形成』(創文社、一九七五年)「邑の構造とその支配」は「もと邢侯の領内の酖地方の匽という所にある田」(一九三頁)という。これに對し『通釋』第二八輯一六七、大克鼎は「匽はおそらく繫縛の字であろうが、繫屬の關係を示すものであろう」という。俄には結論を得がたいが、白川説がすぐれると思われる。
(18) 『大系』一一四葉、師毀段。
(19) 『通釋』第四七輯「西周史略」に「康宮王臣妾百工」を「神殿經濟的なもの」(一六六頁)とする。また粂山明「秦の隷屬身分とその起源—隷臣妾問題に寄せて—」(『史林』六十五卷六號)も西周期の臣妾に言及する。
(20) 谷口義介「西周時代の藉田儀禮」(『立命館文學』四三〇〜四三二號)。
(21) 白川靜『詩經研究・通論篇』(朋友書店、一九八一年)「農事詩の研究」三一四頁・三三一〜三三二頁。
(22) 伊藤道治『中國古代王朝の形成』(前掲)「參有𤔲考」。
(23) 例えば、陳夢家「西周銅器斷代」(一)(『考古學報』第十册)一九、令方彝。
(24) 白川靜「釋師」(『甲骨金文學論集』、朋友書店、一九七三年)二六〇〜二六一頁。
(25) 『通釋』第二四輯一三八、史頌段。
(26) 『通釋』第九輯四五、召圜器。
(27) 伊藤道治「裘衞諸器考」(前掲誌)。
(28) 例えば、『書道全集』(平凡社、一九五四年)第一卷、一九一頁、散氏盤。
(29) 「厥受圖矢王(厥の圖を授けるは矢王なり)」は、楊樹達『積微居金文說』卷一、散氏盤三跋に「或矢王授圖之倒文」という如く、厥字が主語に先行する動詞(動詞句)を導くものと考えられる。散氏盤(8)の「厥左執縛史正仲農(厥の縛を左執するは史正たる仲農なり)」のほか、永盂の「厥眔公出厥命井伯……(厥の公と厥の命を出すは井伯……なり)」や「厥率舊、厥疆宋句(厥の率いるは舊なり、厥の疆するは宋句なり)」などもその例とすることができる。特に最後の一例は不明の句とされてきたのであるが、唐蘭「『永盂銘文解釋』的一些補充—并答讀者來信」(『文物』一九七二年第一一期)に「分田的事、率領者是舊、定疆界的是宋句」と釋するのに從うべきである。土地の賜與に際しても疆界設定が行なわれることが知られる。
(30) 『大系』一二九葉、矢人盤。
(31) 松丸道雄「西周青銅器製作の背景」(『西周青銅器とその國家』、東京大學出版會、一九八〇年)一一五頁。
(32) 讓渡側の人閒を「矢人有司」の語によって先ず總括するという説は、(一)讓渡側と受領側とが區別される書式で、片や「矢人有司……凡十有五夫」、片や「……凡散有司十夫」と總括の方法が異なるのは不自然であり、(二)受領側に「散人小子眉甸」という表現があり、これは「矢人有司眉甸」に對應したものと考えられ、(三)「凡散有司十夫」で總括される受領側に「䟽人」・「散人」が同等の立場で並記されており、讓渡側の「矢人」・「豆人」等も同樣であると考えられる、の三點をもって從い難

い。

(33) 盧連成・尹盛平「古矢國遺址、墓地調査記」(『文物』一九八二年第二期)。

(34) 五祀衛鼎に讓渡側の人閒として「荆人敢」・「井人倡屖」が登場するが、彼らは「厲有司」と稱され、散氏盤の受領側「散有司」と稱される「㝬人」等と同じ身分であり、讓渡側の「豆人」・「原人」等とは異なると考える。

(35) 增淵龍夫『中國古代の社會と國家』(弘文堂、一九六〇年)「先秦時代の封建と郡縣」。

(36) 『通釋』第四七輯「西周史略」一四七頁は、豆人・原人などの理解は本稿と異なるが、「この土地移讓は、いわばその總體的所有關係のままで上位所有權のみが移動するものと解される。」という。

(37) 散氏盤(1)の「迺ち散に卽えるに田を用てす」の「田」は、「矢人有司眉甸」によって管理・經營される土地と、豆邑・原邑などを總體的に支配する土地の兩方を含んでおり、本稿にいう支配者の「屬僚」によって管理・經營される「田」とは異なる概念となる。これはおそらく、本文に引いた『春秋左氏傳』成公三年の棘邑を含む「汶陽田」に相當するもので、邑を包含するいわば廣義の「田」ともいうべきものと考えられる。しかし、五祀衛鼎「田四田」の如く「田若干田」と稱される「田」や、散氏盤「眉井邑田」・曶鼎「處厥邑、田厥田」の如く邑と對立して用いられる「田」が廣義の用法であるとは考え難く、これらは支配者の「屬僚」によって管理・經營されるいわば狹義の「田」として、廣義の「田」とは區別されるべきである。

(38) 『通釋』第二三輯一三五、曶鼎。伊藤道治『中國古代王朝の形成』(前掲)「邑の構造とその支配」二〇〇～二〇八頁、など。

(39) 西周時代の土地經營に異なる形態が存在したであろことは、白川靜『詩經研究・通論篇』(前掲)「農事詩の研究」三三四頁、『通釋』第四六輯「西周史略」四九頁、伊藤道治「裘衛諸器考」(前掲誌)五四頁、等に既に指摘されている。

(40) 『通釋』第四七輯「西周史略」一四九頁。

A STUDY OF LAND TRANSFER ON WESTERN ZHOU BRONZE INSCRIPTIONS

MATSUI Yoshinori

Bronze inscriptions of the Western Zhou dealing with land such as the various vessels by Qiu Wei 裘衛, Peng Sheng Gui 倗生簋, Da Gui 大簋, San Shi Pan 散氏盤, etc. are basically documents consisting of the date, the reason for land transfer, the boundaries of land, the establishment of them by the enfeoffing side, and the specific rituals and the casting of the vessel by the feoffee. These inscriptions show the whole organization of land transfer.

The structure of rulership and administration of the enfeoffed territory can be seen in the organization of the enfeoffing side, who undertook the establishment of the boundaries of land. For example, it is quite clear in the inscription on the Wu-si-Wei Ding 五祀衛鼎 that *tian* 田, the land, was under immediate administrative management of the enfeoffing side. On the other hand, according to the Jiu-nian-Wei Ding 九年衛鼎 it is obvious that *li* 里 was a land with a stratified structure of administration and rulership.

The land described in the inscription of San Shi Pan was a combination of these two types. The territory mentioned here, Mei-jing-yi-tian 眉井邑田, had possibly suffered a destruction of the cooperative management system of *yi* 邑 and gradually deteriorated to a *tian* 田.

TREASURY 府 AND ARMOURY 庫 IN THE WARRING STATES PERIOD

SAHARA Yasuo

In bronze vessel inscriptions of the Warring States period frequent mention is made of storehouses under the name of treasury or armoury, *fu* 府 and *ku* 庫. Basically a *fu* is a storage place for valuables and commodities, while a *ku* is used for arms, in the Warring States period, however, these were no longer mere storehouses, but they also acquired